

府中市障害福祉計画（第7期）  
・ 障害児福祉計画（第3期）  
（令和6年度～令和8年度）

令和6年1月  
府 中 市

# 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨・背景 .....	1
2 障害者支援に関する近年の国の政策動向 .....	2
3 計画の位置付け .....	4
(1) 計画の性格.....	4
(2) 根拠法令 .....	4
(3) 関連計画 .....	4
4 計画期間 .....	5
5 計画の策定体制 .....	6
(1) 計画の策定体制.....	6
(2) アンケート調査の実施.....	6
(3) 計画策定への市民参加.....	6
6 障害者計画の理念 .....	7
<b>第2章 本市の障害者福祉の現状と課題</b> .....	<b>8</b>
1 障害のある人の現状 .....	8
(1) 人口の推移.....	8
(2) 人口推計 .....	9
(3) 障害のある人の現状.....	10
(4) 障害のある児童の現状.....	15
2 本市の障害者福祉に関する課題と方向 .....	18
(1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進.....	18
(2) 障害のある人の社会参加の推進.....	19
(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	21
(4) 情報提供と相談支援機能の充実.....	22
(5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進.....	23
(6) 障害のある児童への支援の充実.....	25

### 第3章 障害福祉計画（第7期）..... 27

1 サービスの内容 .....	27
2 成果目標 .....	31
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	31
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	32
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	32
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	33
(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	36
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	37
3 サービス見込量（活動指標） .....	38
(1) 訪問系サービス.....	38
(2) 日中活動系サービス.....	40
(3) 居住系サービス.....	43
(4) 相談支援サービス.....	44
(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	45
(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組.....	46
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組.....	47
(8) 発達障害者等支援の一層の充実.....	48
(9) 地域生活支援事業.....	49

### 第4章 障害児福祉計画（第3期）..... 54

1 サービスの内容 .....	54
2 成果目標 .....	55
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築.....	55
(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保.....	56
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置.....	56
3 サービス見込量（活動指標） .....	57
(1) 見込量 .....	57
(2) 見込量確保のための方策.....	59

### 資料編 .....

60

1 府中市障害者計画推進協議会 .....	60
2 検討経過 .....	62
3 用語集 .....	63



## 1 計画策定の趣旨・背景

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障害のある人や高齢者、生活困窮者等は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会を喪失し、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障害のある人やその家族などへの支援がますます必要とされるようになりました。

国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を令和3年5月に改正し、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと変更しました。この改正法は令和6年4月に施行されます。

また、障害者の権利に関する条約に基づき、日本政府が国際連合の障害者の権利に関する委員会に報告書を提出し、これに対する審査が令和4年8月にスイス・ジュネーブにて行われました。同年9月には、同委員会から日本政府へ総括所見が示され、この中で、差別解消法における救済の仕組み、脱施設、インクルーシブ教育などを始めとする多くの課題について、改善勧告がなされました。

その後も、障害のある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には国が第5次障害者基本計画を策定しました。共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害のある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

府中市（以下「本市」といいます。）においても、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の下、各種の施策に取り組んできましたが、この度、計画の見直しの時期を迎えたことから、新たに府中市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（以下「本計画」といいます。）を策定し、引き続き、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

## 2 障害者支援に関する近年の国の政策動向

直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、国は障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の指針」といいます。）の一部を改正しました。

### 【国の指針における主な見直し事項】

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
  - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
  - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）の改正による、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正等を踏まえた更なる体制整備
  - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
  - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
  - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
  - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
  - ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行による、医療的ケア児等に対する支援体制の充実
  - ・聴覚障害児への早期支援の推進
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
  - ・ペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
  - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
  - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
  - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
  - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
  - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧ 地域共生社会の実現に向けた取組
  - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
  - ・都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のよりきめ細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 3 計画の位置付け

### (1) 計画の性格

本計画では、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性を踏まえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定めます。

### (2) 根拠法令

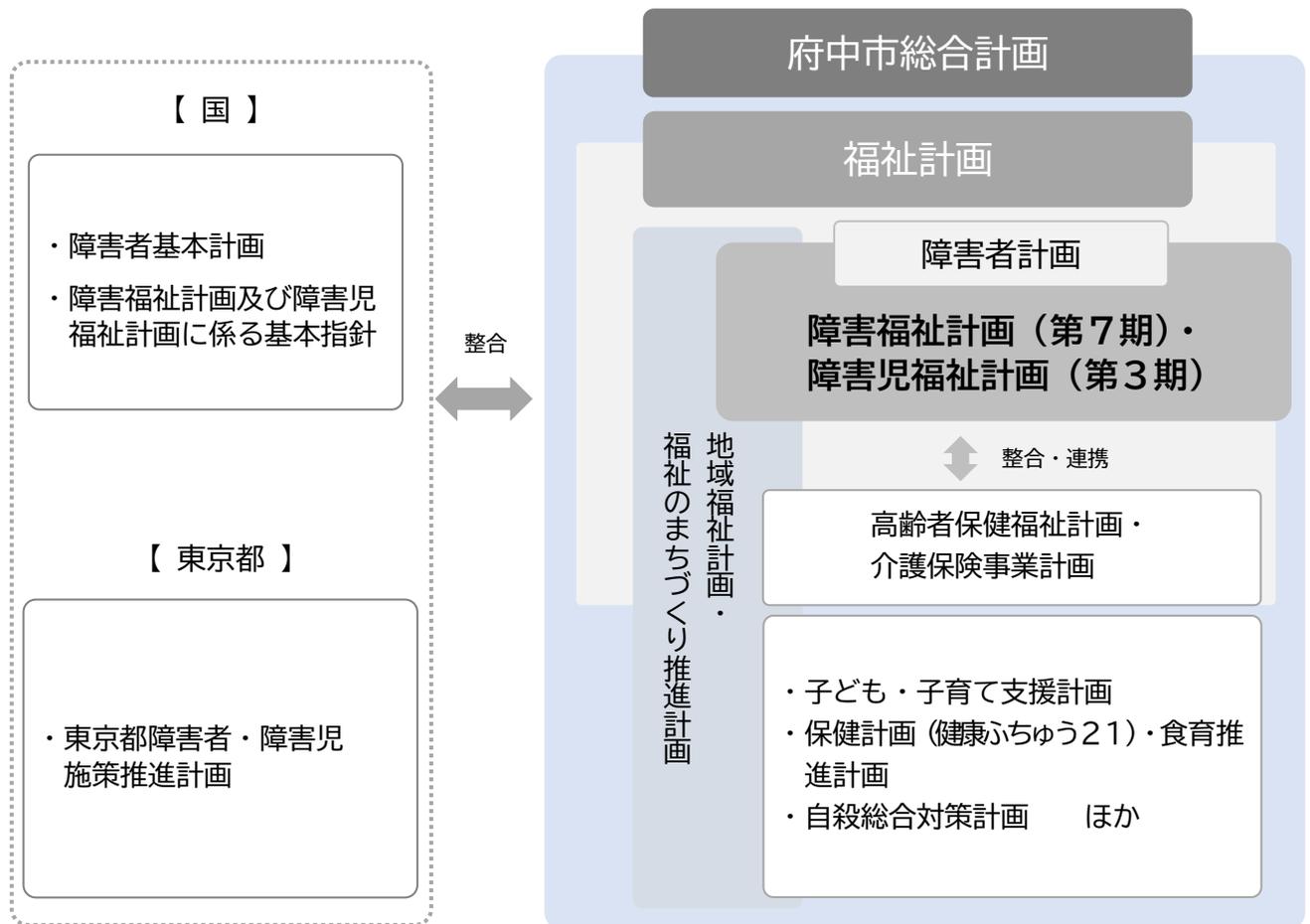
障害者基本法に基づいて定める障害者計画は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものです。他方、障害者総合支援法に基づいて定める障害福祉計画と児童福祉法に基づいて定める障害児福祉計画は、生活支援に関わる各種福祉サービスについて、障害種別にかかわらず、共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画	国の指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示します。)	
東京都	東京都障害者・障害児施策推進計画		
府中市	障害者計画	障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）	

※ 本計画における「児童」は、児童福祉法に基づき0歳から17歳までの人を指します。

### (3) 関連計画

本計画は、本市の最上位計画である府中市総合計画における障害者福祉部門の計画として位置付けます。本計画では、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び東京都が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



## 4 計画期間

本市では、障害福祉の推進を図るため、令和3年度に、令和8年度までを計画期間とする府中市障害者計画、令和5年度までを計画期間とする障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）を策定しています。

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画	障害者計画						次期計画		
障害福祉計画	第6期			第7期			次期計画		
障害児福祉計画	第2期			第3期			次期計画		

## 5 計画の策定体制

### (1) 計画の策定体制

障害福祉に関する団体、障害福祉サービス事業者、関係機関の代表者及び学識経験者等で組織する協議機関において、計画の内容を協議・検討しました。

### (2) アンケート調査の実施

障害福祉に関する団体・障害福祉サービス事業者の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、令和5年3月7日から同月20日まで、郵送とWebによる調査で障害者福祉団体調査及び障害福祉サービス事業所調査を実施しました。

調査結果については、右の二次元コードからご覧いただけます。



### (3) 計画策定への市民参加

市民から幅広くご意見をいただくため、令和5年11月22日から同年12月21日まで、パブリック・コメント手続を実施しました。

## 6 障害者計画の理念

本市では、障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、令和3年に府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）を策定しました。

自立（自律）とは、どれほど重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす市民として、その人らしく生活することを目指したサービスの構築と、合理的配慮の提供が必要です。また、地域で暮らす全ての人が、障害があってもなくても、相互に人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域社会を実現することが重要です。特に、障害のある人がその人の力をいかして働ける社会を実現することが強く求められています。

また、本計画は、障害のある人のためだけのものではなく、全ての市民にとっても大切なものです。バリアフリーのまちづくりが、車椅子等を利用する人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、全ての障害のある人が安心して暮らせるまちは、全ての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

全ての障害のある人のための計画づくりは、全ての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

※ 「全ての障害のある人」とは、障害者手帳所持者に限らず、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な障害のある人を含みます。

## 障害者計画の理念

障害のある人もない人も、  
お互いに尊重し合い、市民全てが安心して  
自立した暮らしができるまち・府中の実現

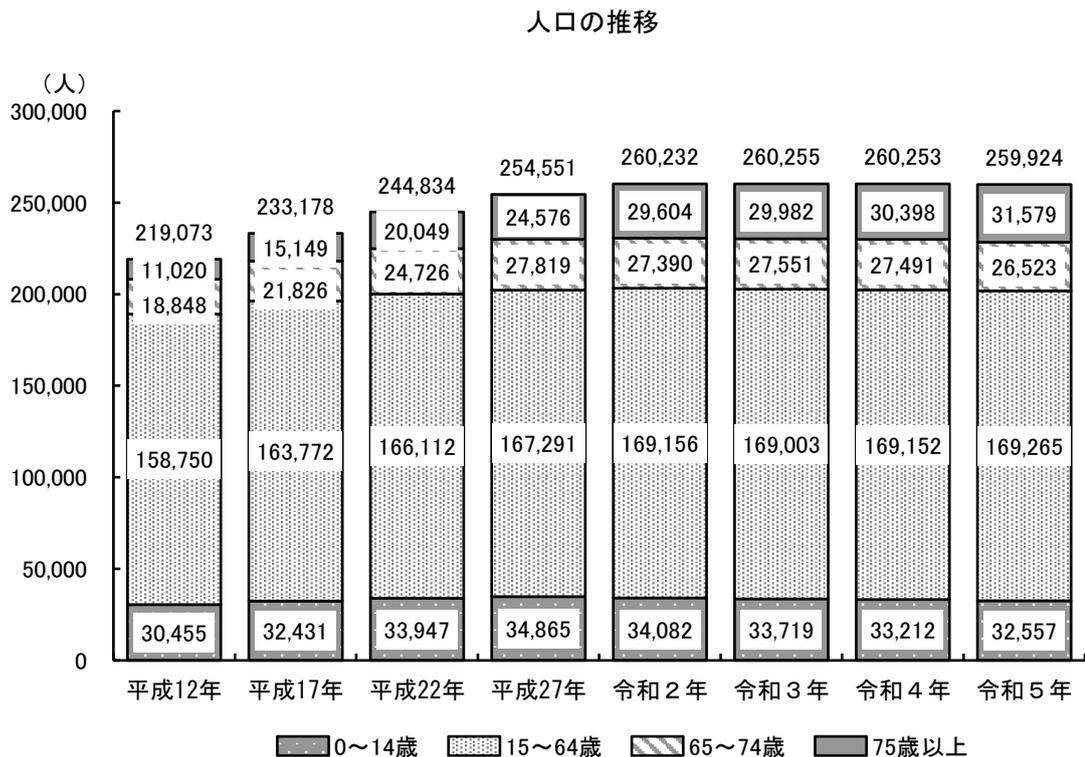
# 第 2 章

## 本市の障害者福祉の現状と課題

### 1 障害のある人の現状

#### (1) 人口の推移

本市の人口は増加傾向にあり、令和5年1月1日現在の人口は、259,924人です。そのうち、65歳以上の高齢者人口は58,102人で、令和2年から令和5年までの3年間で1,108人増加しています。令和2年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65歳から74歳までの人口を上回りました。また、0歳から14歳までの年少人口は、増減を繰り返し、32,557人になっています。



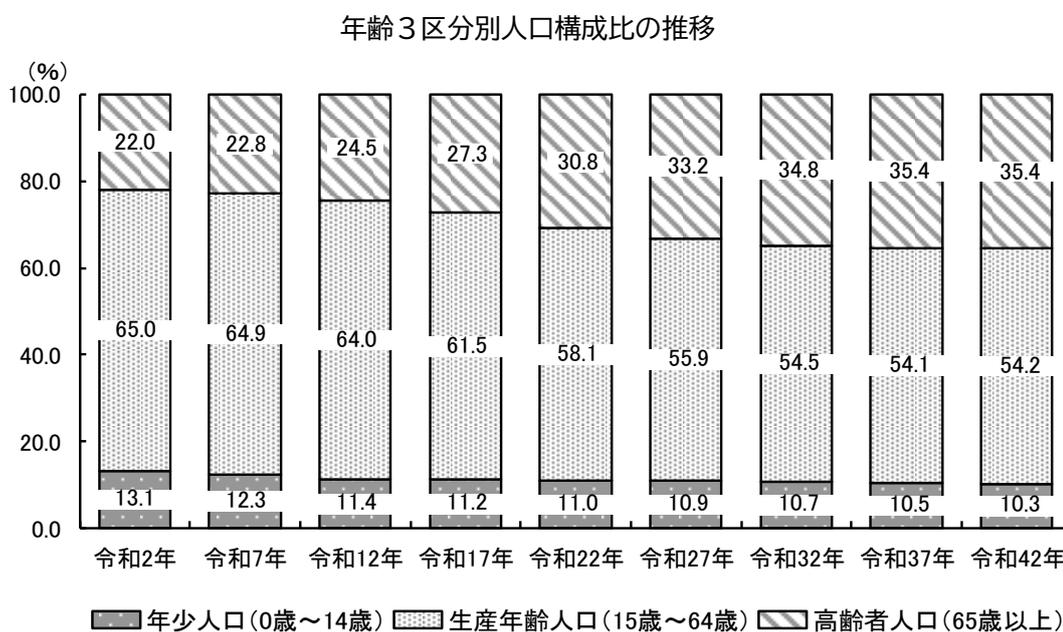
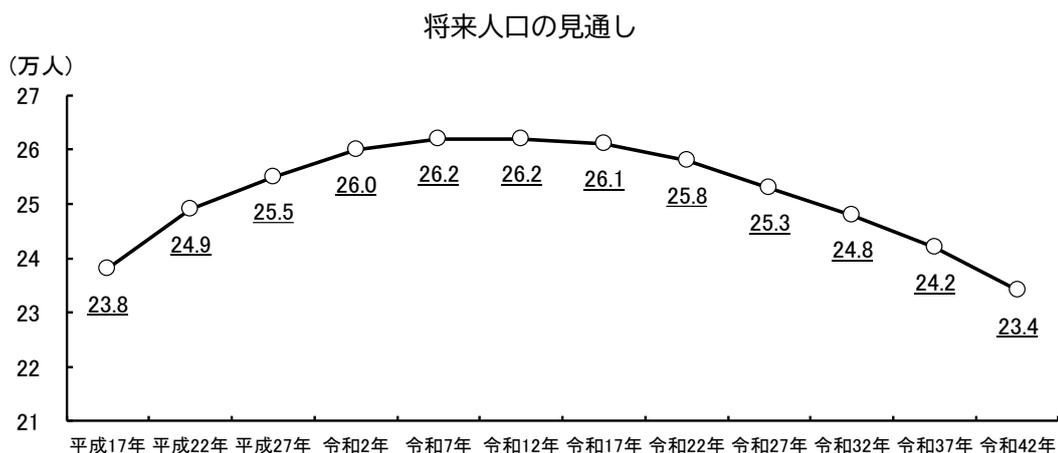
※ 平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。

資料：府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

## (2) 人口推計

本市の総人口の将来見通しは、令和12年の26.2万人をピークに減少に転じ、令和32年には令和2年比で4.8パーセント減少、令和42年には同年比で10.3パーセント減少する見込みです。

年齢3区分別に将来推移を見ると、14歳以下の年少人口の割合は減少する一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は急激に増加し、少子高齢化が進行する見込みです。



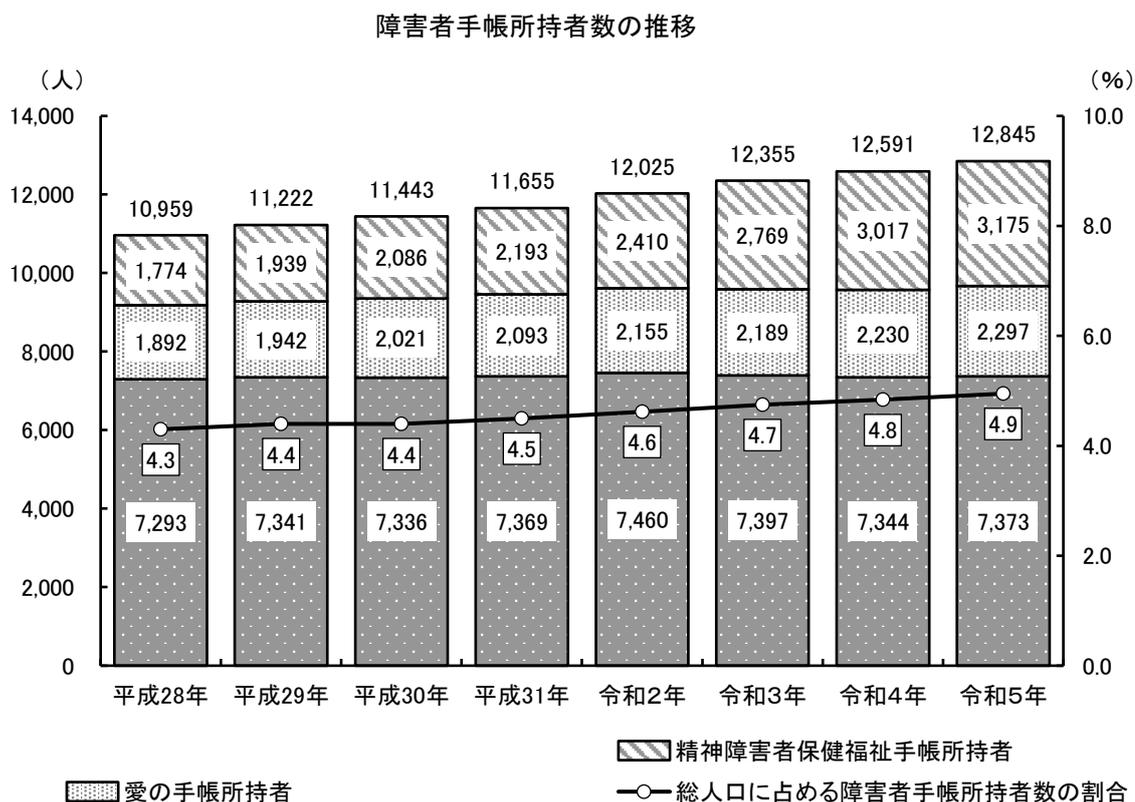
※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも100パーセントとはなりません。

資料：第7次府中市総合計画

### (3) 障害のある人の現状

#### ア 障害者手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、12,845人です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、4.9パーセントとなっています。



※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数です。

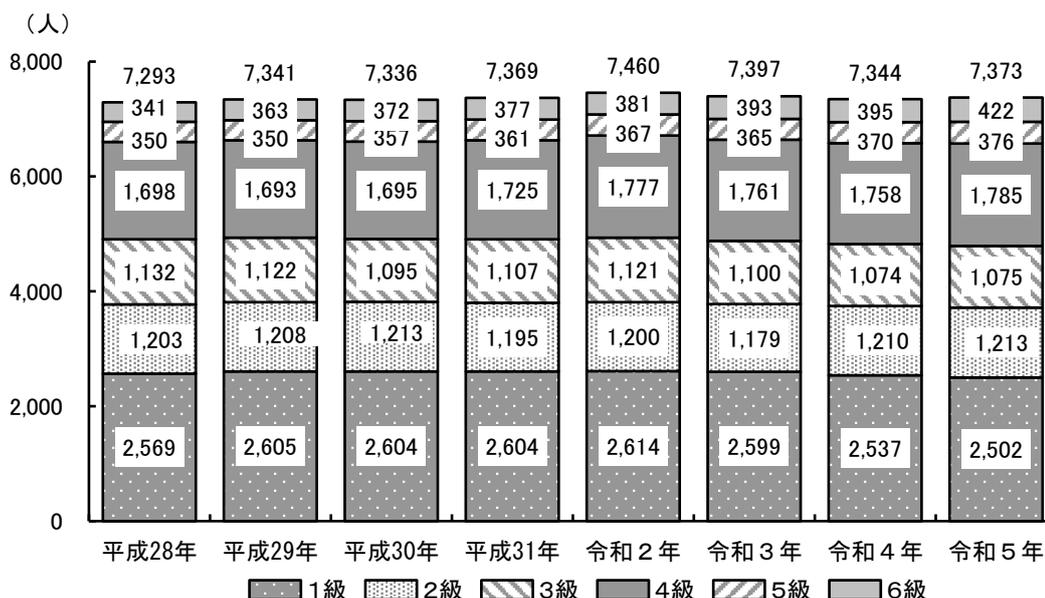
資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

## イ 身体障害者手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は7,373人で、平成28年から80人増加しています。等級別で見ると、1級が2,502人、2級が1,213人、3級が1,075人、4級が1,785人、5級が376人、6級が422人となっています。

また、等級別の割合の推移を見ると、いずれの等級もおおむね横ばいで推移しており、どの年も1級の割合が最も高く、次いで4級の割合が高くなっています。

身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



単位：%

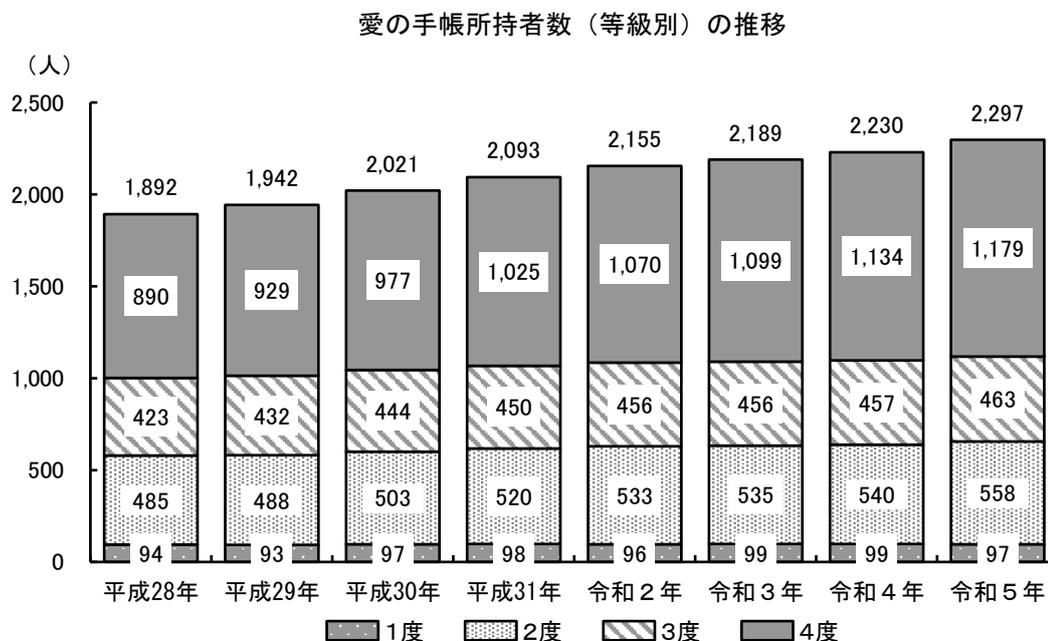
区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	35.2	35.5	35.5	35.3	35.0	35.1	34.5	33.9
2級	16.5	16.5	16.5	16.2	16.1	15.9	16.5	16.5
3級	15.5	15.3	14.9	15.0	15.0	14.9	14.6	14.6
4級	23.3	23.1	23.1	23.4	23.8	23.8	23.9	24.2
5級	4.8	4.8	4.9	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1
6級	4.7	4.9	5.1	5.1	5.1	5.3	5.4	5.7

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

## ウ 愛の手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の愛の手帳所持者数は2,297人で、平成28年から405人増加しています。程度別で見ると、1度が97人、2度が558人、3度が463人、4度が1,179人となっています。

また、程度別の割合を見ると、4度の割合が高くなっています。



単位：%

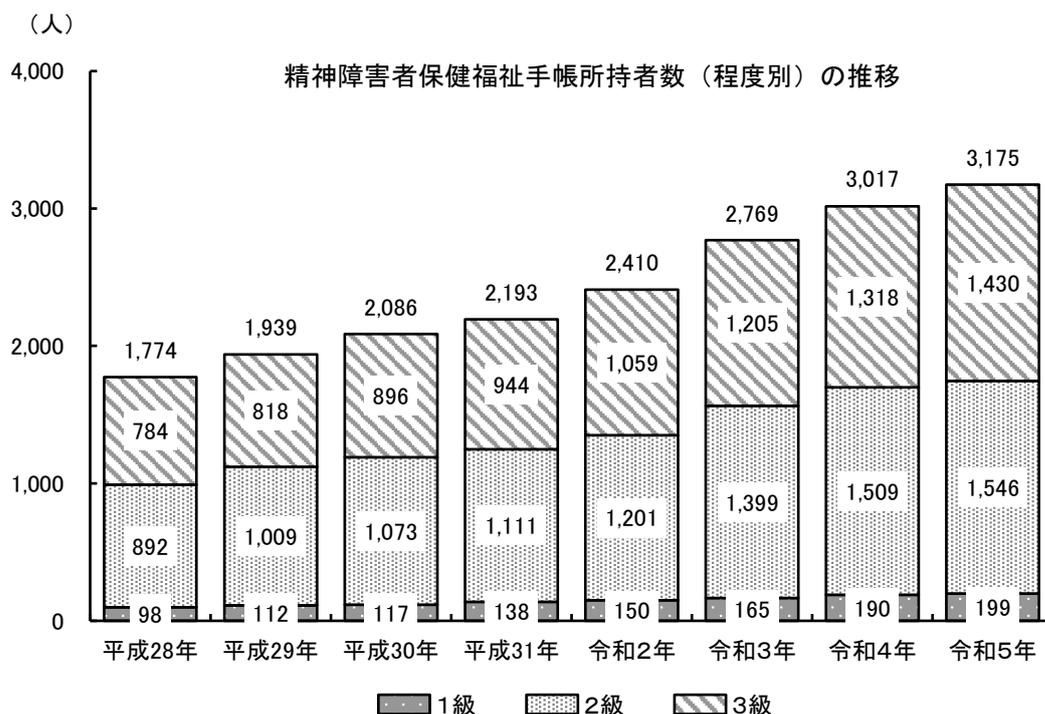
区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1度	5.0	4.8	4.8	4.7	4.5	4.5	4.4	4.2
2度	25.6	25.1	24.9	24.8	24.7	24.4	24.2	24.3
3度	22.4	22.2	22.0	21.5	21.2	20.8	20.5	20.2
4度	47.0	47.8	48.3	49.0	49.7	50.2	50.9	51.3

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

## エ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は3,175人で、平成28年から1,401人増加しています。程度別で見ると、1級が199人、2級が1,546人、3級が1,430人となっています。

また、程度別の割合を見ると、2級と3級の割合が高く、1級の割合が低くなっています。



単位：%

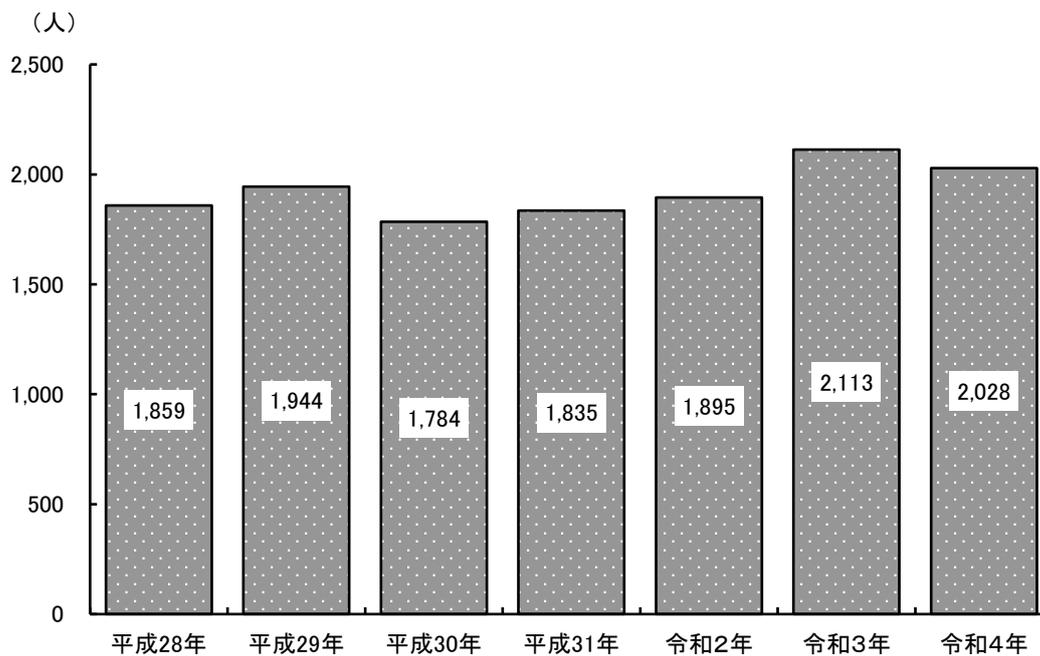
区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	5.5	5.8	5.6	6.3	6.2	6.0	6.3	6.3
2級	50.3	52.0	51.4	50.7	49.8	50.5	50.0	48.7
3級	44.2	42.2	43.0	43.0	43.9	43.5	43.7	45.0

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

## オ 難病患者（特殊疾病認定患者）の推移

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、増減を繰り返し、令和4年3月31日現在は2,028人となっています。

難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移

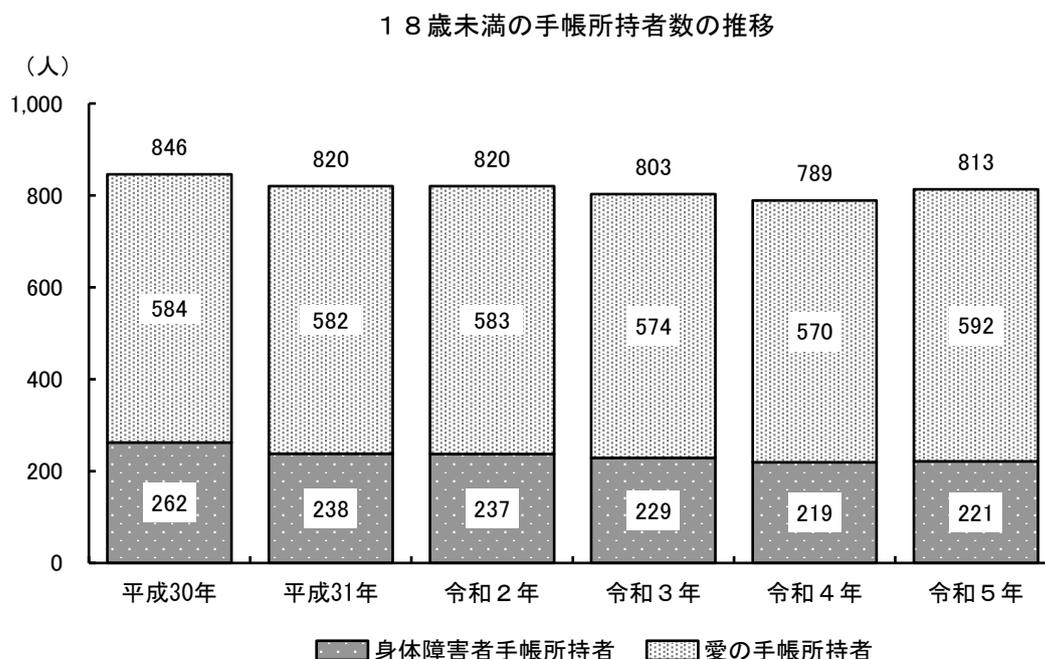


資料：東京都「福祉・衛生統計年報」（各年3月31日）

## (4) 障害のある児童の現状

### ア 18歳未満の手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の18歳未満の手帳所持者数は813人で、愛の手帳所持者が約7割を占めています。



単位：%

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
身体障害者手帳所持者	31.0	29.0	28.9	28.5	27.8	27.2
愛の手帳所持者	69.0	71.0	71.1	71.5	72.2	72.8

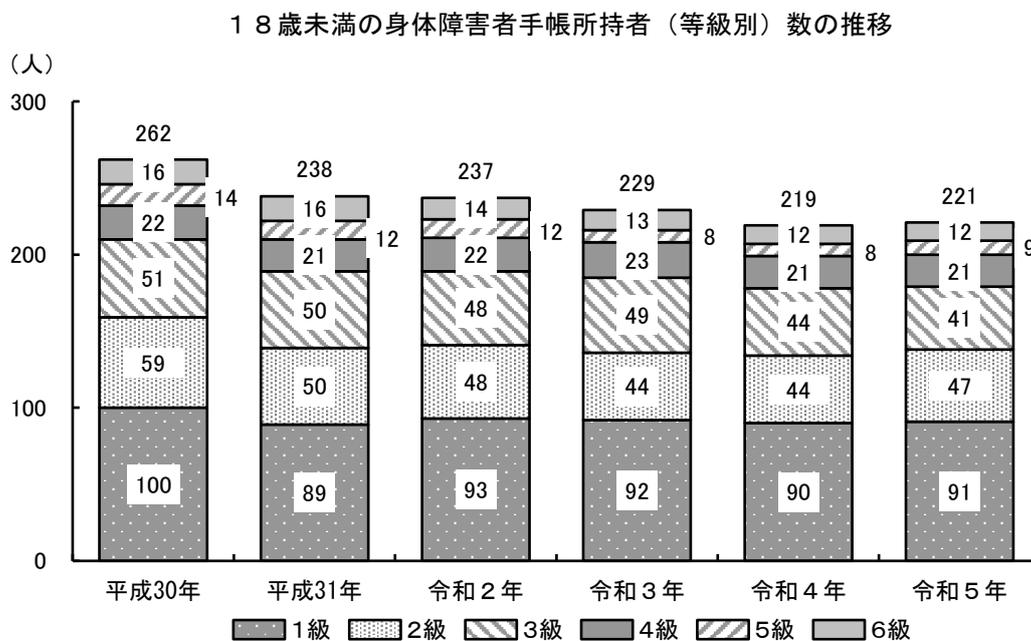
※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び難病患者（特殊疾病認定患者）数については、本市では18歳未満の人数を公開していません。

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

## イ 18歳未満の身体障害者手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は221人で、等級別で見ると、1級が91人、2級が47人、3級が41人、4級が21人、5級が9人、6級が12人となっています。

等級別の割合を見ると、1級から3級までが約8割を占めています。



単位：%

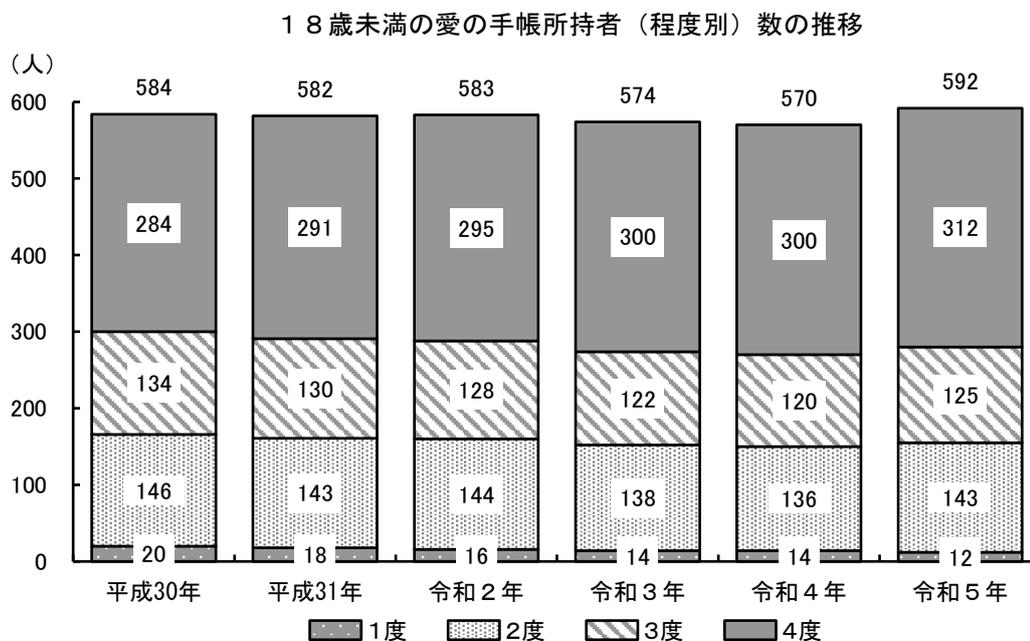
区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	38.2	37.4	39.2	40.2	41.1	41.2
2級	22.5	21.0	20.3	19.2	20.1	21.3
3級	19.5	21.0	20.3	21.4	20.1	18.6
4級	8.4	8.8	9.3	10.0	9.6	9.5
5級	5.3	5.0	5.1	3.5	3.7	4.1
6級	6.1	6.7	5.9	5.7	5.5	5.4

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

## ウ 18歳未満の愛の手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在の18歳未満の愛の手帳所持者数は592人で、平成30年から8人増加しています。等級別で見ると、1度が12人、2度が143人、3度が125人、4度が312人となっています。

等級別の割合を見ると、4度の割合が最も多く、約5割となっています。



単位：%

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1度	3.4	3.1	2.7	2.4	2.5	2.0
2度	25.0	24.6	24.7	24.0	23.9	24.2
3度	22.9	22.3	22.0	21.3	21.1	21.1
4度	48.6	50.0	50.6	52.3	52.6	52.7

資料：府中市「事務報告書」「障害者福祉課資料」（各年3月31日）

## 2 本市の障害者福祉に関する課題と方向

### (1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

#### ア 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

前回の障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）を策定するに当たって令和元年度に実施した、障害等のある人への調査及び子どもの育ちや発達に関する調査では、市民が共生社会について理解していると感じている方の割合は、どの障害種別においても3割未満でした。

今回、本計画の策定に向けて、令和4年度に実施した障害者福祉団体調査及び障害福祉サービス事業所調査では、地域共生社会の実現に向けて協働できることとして、団体からは地域住民・学校等に向けた福祉や障害についての周知・啓発、事業者からは地域の集まりやイベントへの参加、ボランティアの受入れが挙げられています。

障害者福祉団体や障害福祉サービス提供事業所に協力をいただきながら、ノーマライゼーションに対する市民の理解促進に向けて、一層の情報提供、意識啓発や障害のある人との交流を引き続き推進します。

**関連計画** 障害者計画（事業番号1～5）

#### イ バリアフリーの推進

府中市交通バリアフリー基本構想の策定から19年が経過し、社会情勢やまちの状況の変化が進んでおり、これまでの旅客施設等に加え、建築物等のバリアフリー化や心のバリアフリーの更なる推進等の必要性が高まっています。

誰もが円滑な移動を確保できるよう面的・一体的なバリアフリー化を図るため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を令和6年度に策定する予定です。

**関連計画** 障害者計画（事業番号6～10）

#### ウ 地域における見守り・支え合いの推進

本市では、府中市社会福祉協議会への委託により実施している地域福祉コーディネーター事業を通して、地域の実情に応じた地域支援を行っています。

また、わがまち支えあい協議会等による自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進しています。障害のある人が地域の一員として、地域での交流・活動に参加できるように、地域交流・地域活動や活動グループへの支援を継続します。また、協働による地域における見守り・支え合い活動を推進するために、引き続きボランティアの育成及び地域の福祉人材の確保に努めるとともに、各機関との連携を図っていきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号11～18）

## エ 障害者福祉団体への活動支援及び協働

本市では、現在、当事者団体・家族会向けに事業補助金の交付や連絡会の開催を行っています。令和元年度及び令和4年度に実施した障害者福祉団体調査によると、活動する上で後継者問題、事業の企画、活動場所の確保等の問題を抱えているという回答が出ています。

当事者団体や家族会の自主活動は、障害のある人・家族同士の交流を活性化し、抱える悩みや迷いを互いに解消する機会や助けになります。今後も障害者福祉団体との協働を推進していくために、活動情報の提供等、担い手の確保や活動拠点の確保につながる支援について検討していきます。

[関連計画](#) 障害者計画（事業番号19、20）

## オ 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

本市では事業者主体の連絡会を開催し、研修や情報共有を実施しているほか、地域で活動する団体やNPO法人をサービス提供事業者として育成するため、情報提供や助言を行っています。

令和4年度に実施した障害福祉サービス事業所調査では、約9割の事業所が人材確保を問題としているほか、障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、専門職の育成が挙げられています。

また、令和5年3月に出された府中市障害者等地域自立支援協議会からの答申<sup>\*</sup>においても、人材確保等の方策が求められています。

福祉に携わる全ての関係者が障害福祉に対する理解を深められるよう、各種研修の参加促進や充実を図るほか、関係機関による連絡会と連携するとともに、事業者のニーズの把握に努め、人材確保や質の向上につながる支援、機会の場を提供するよう検討していきます。

<sup>\*</sup> 答申の詳細については、右の二次元コードからご覧いただけます。

[関連計画](#) 障害者計画（事業番号21～25）



## （2）障害のある人の社会参加の推進

### ア 地域活動及び社会活動への参加促進

本市では、障害のある人の地域活動や社会活動への参加支援として、地域との交流を図るイベントの開催の支援や、タクシー券及びガソリン費助成等の移動・移送サービスの充実等を行っています。

令和元年度に実施した障害等のある人への調査では、地域活動への参加状況については、障害のある人の半数以上が参加しておらず、参加しない理由については仲間の不足や障害の特性が挙げられています。また、自分らしい暮らしができていない理由については、頼れる友人・知人の不在や余暇を楽しむ場所の不足が挙げられます。

多様な活動に参加しやすいよう移動・移送サービスの一層の充実を図るとともに、参加先での配慮について地域で活動する団体に情報提供を行う等の取組も必要です。また、地域を中心とした活動に参加しやすくするために、障害のある人と地域の人々との交流の機会や場づくりの支援についても検討していきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号26～29）

## イ 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

本市では障害のある人が生涯にわたって学習することができ、文化芸術活動やスポーツ活動に参加し、親しむことができるよう、場や機会、環境の整備に努めています。また、「スポーツタウン府中」の発展のため、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域でスポーツを楽しむことができるよう、更なる取組の充実を図っています。

本市には市内を拠点に活動しているトップチームが複数あることから、トップチームや関係団体と連携し、障害のある人の運動機会の向上やスポーツを通じた地域交流に取り組んでいきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号30～32）

## ウ 就労への支援

本市では、府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の「府中市障害者就労支援センターみ～な」において障害者就労支援事業を行っており、登録者数は年々増加しています。

就労相談や生活相談、情報提供等の就労支援、就労定着のための支援の充実を図るとともに、離職した人への多様な支援も含め、障害のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、説明会等を通して企業に向けた意識啓発や新たな支援を行っていきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号33～42）

**関連サービス** 障害福祉計画 3（2）日中活動系サービス

### (3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

#### ア 障害のある人に対する差別の解消の推進

令和4年度に実施した障害福祉サービス事業所調査では、社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮を進めていく上で特に必要なこととして、「地域住民・企業等に向けた周知・啓発」が7割近くとなっています。

令和4年度に実施した障害者福祉団体調査によると、「障害に対する周囲の理解がない」、「病院で医療を受けづらい」等の意見があります。

本市では、当事者、弁護士、一般事業所、関係機関等が参加する、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議を開催し、障害者差別の解消と合理的配慮の提供を進めるための連携や効果的な啓発について検討し、取り組んでいきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号43、44）

**関連サービス** 障害福祉計画 3（6）相談支援体制の充実・強化のための取組

#### イ 虐待防止

令和4年度に実施した障害福祉サービス事業所調査では、実際に虐待等の場面に遭遇したなどの経験がある事業所が約3割となり、令和元年度の調査より増加しています。

本市では、障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報、関係機関との連携を進めています。相談・通報件数は増加傾向にあるとともに、事例が複雑・困難化してきています。障害者虐待の防止のため、関係機関との緊密な連携を図るとともに、職員の更なる能力向上や庁内体制の強化に努めます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号45）

#### ウ 権利擁護の推進

本市では、府中市社会福祉協議会の「権利擁護センターふちゅう」において、福祉サービスの利用を支援する利用者サポート事業、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や金銭管理の支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、また、高齢化や障害のある人の親亡き後の支援制度である成年後見制度の相談や啓発、市民後見人等の養成・支援を行っています。

成年後見制度の普及啓発・利用促進を図るとともに、地域の住民・団体・専門機関と連携して、誰もが安心して暮らせる地域づくりを担っていきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号46、47）

## (4) 情報提供と相談支援機能の充実

### ア 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援

本市では、基幹相談支援センター（障害者福祉課）と4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）が連携して、相談支援及び特定相談支援事業所への支援に取り組んでいます。一方で、障害の有無にかかわらず、児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズに対応できる体制の構築が求められています。

令和元年度に実施した障害等のある人への調査では、充実を望む施策として「各種相談事業を充実すること」が4割を超え、最も多くなっています。令和4年度に実施した障害者福祉団体調査では、市の相談体制について、当事者による相談、休日や緊急時の対応、専門性、他分野との連携、切れ目のない相談等が望まれています。

障害のある人の意思決定支援、障害福祉の分野を超えた関係機関や地域との連携など、相談支援の質の向上や体制の強化を図っていきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号48～56）

**関連サービス** 障害福祉計画 3（4）相談支援サービス、（9）地域生活支援事業

### イ 情報提供体制の充実

令和5年5月に府中市ホームページをリニューアルし、ユニバーサルデザインフォントを採用するとともに、視覚障害者向けサイトを新設し、音声読み上げ機能がより使いやすくなるよう充実を図りました。

また、これまで高齢者福祉の分野で活用していた府中市医療・介護・地域資源情報検索サイト「ふちゅナビ」についてもリニューアルし、令和5年から障害福祉サービス事業所情報も掲載するよう充実を図りました。

本市では、全ての市民が障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら、住み慣れたまちで安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、令和3年4月1日に府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例を制定しました。庁内において、手話通訳者の配置に加え、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービスを導入し、窓口サービスの向上を図りました。

**関連計画** 障害者計画（事業番号57～64）

## (5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

### ア 地域生活を支えるサービスの充実

令和4年度に実施した障害福祉サービス事業所調査においては、事業者側として必要と感じているが実施できていない事業として、共同生活援助、重度訪問介護、短期入所との回答があります。

今後も増加が見込まれるニーズに対応するために、引き続き、サービス提供事業者との連携体制、事業者主体の連絡会への支援など、事業者への支援を検討するとともに、障害特性や希望を踏まえながら、障害福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号65～93）

**関連サービス** 障害福祉計画 3（1）訪問系サービス、（2）日中活動系サービス

### イ 安心して生活できる環境づくり

障害者支援施設に入所している人及び精神科病院に入院している人の地域移行については、目標数の達成に至っていない状況です。障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えるとともに、安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続き、グループホーム（共同生活援助）の充実や、地域移行支援・地域定着支援の事業所確保・利用促進、自立生活援助の利用促進に努めていきます。

また、東京都の制度等を活用しながら、地域生活支援拠点等の機能について、府中市障害者等地域自立支援協議会の専門部会で体制づくりを検討します。

強度行動障害を有する人への支援については、行動関連項目等を参考にして、ニーズの把握に努めます。また、重度障害に対応した施設の整備の必要性も高いことから、事業所支援の在り方について検討していきます。

さらに、ヤングケアラー等の支援が必要な人への支援体制を充実させるため、他の福祉関係部署と協力して連携の仕組みを検討します。

**関連計画** 障害者計画（事業番号94～107）

**関連サービス** 障害福祉計画 3（3）居住系サービス、（4）相談支援サービス

### ウ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

精神障害も含めた全ての障害のある人が、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、当事者、一般事業所、関係機関等が課題などについて話し合う、「府中市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議」を設置し、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）等について検討していきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号108）

**関連サービス** 障害福祉計画 3（5）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

## エ 災害時の支援体制の構築と避難所の確保

令和4年度に実施した障害福祉サービス事業者調査では、災害時に事業者が協力できることとして、在宅サービス利用者の安否確認や在宅の避難行動要支援者の避難支援、施設を福祉避難所として活用することも挙げられています。

福祉避難所については、本市では福祉施設や特別支援学校等と協定を締結しています。市内における新たな福祉避難所の確保等、協定先と災害時の対応について検討を深めるとともに、施設・事業者との災害時の協力体制の構築が必要です。引き続き、防災危機管理課等の関係機関と連携しながら進めていきます。

また、令和4年4月には、発災時の日頃の備えとして活用しやすいように、府中市障害者等地域自立支援協議会の協力の下、障害のある人に向けた防災ハンドブックを作成しました。引き続き、当該ハンドブックの活用に向けて周知を行っていきます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号109、110）

## オ 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、障害福祉サービスだけでなく、対面による支援を行う多様な福祉サービスにおいて、支援を実施する難しさや感染拡大防止の取組による負担の増加等、様々な課題が浮かび上がりました。

令和5年度には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類に移行し、行動制限が無くなったことを受けて、サービス量の回復が見込まれます。

感染症対策は継続しながら、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、障害者福祉団体や福祉施設・福祉サービス提供事業所と連携を強化する必要があります。

**関連計画** 障害者計画（事業番号111、112）

## (6) 障害のある児童への支援の充実

### ア 多様な学びの場の整備

国では、障害者の権利に関する条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められています。この中では、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供でき、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要としています。

障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するため、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備を図るとともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流や共同学習を進め、共生社会の実現を目指します。

**関連計画** 障害者計画（事業番号113～117）

### イ 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築

医療的ケア児及びその家族が地域で安心して生活できる体制を整備するため、地域の保健、医療、障害福祉、教育、子育て等の関係機関が連携した医療的ケア児支援推進連携会議において、医療的ケア児に関する現状及び地域の課題等について、継続的に情報共有及び意見交換を行っています。令和3年度には医療的ケア児実態把握調査、令和4年度には医療的ケア児に関するニーズ調査<sup>※</sup>を実施しました。

また、令和5年度から、障害者福祉課に医療的ケア児コーディネーターを配置し、市内の関係機関や東京都医療的ケア児支援センター等と連携しながら、保健、医療、福祉、教育等の関連分野における支援の調整等を行っています。市内の福祉事業所に所属する医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者と定期的に連絡会を開催し、情報交換や事例検討等を行うなど、連携強化にも努めていきます。

令和6年度から供用開始する府中市子ども発達支援センターでは、発達又は学校生活等における課題を抱える子どもやその家族に対して、福祉と教育の連携による一体的かつ切れ目のない支援を実施します。また、その有する専門性をいかし、児童発達支援の中核施設として、保育・福祉・医療等の機関とのネットワークを強化し、切れ目のない支援の実現を目指します。

**関連計画** 障害者計画（事業番号118～126）

**関連サービス** 障害児福祉計画 3（1）見込量の（1）児童発達支援、（2）医療型児童発達支援、（6）障害児相談支援

※ 医療的ケア児に関するニーズ調査の詳細については、右の二次元コードからご覧いただけます。



## ウ 障害児通所支援等の充実

障害のある児童とその家族のニーズを踏まえながら、必要に応じたサービスの利用の充実を図るとともに、地域の保育所や学童保育等を利用できるよう、支援を継続していきます。

障害のある子どもの地域社会への参加を推進するためには、保育所等の集団生活への適応のための専門的な支援が求められていることから、関係機関への巡回支援や保育所等訪問支援の充実を目指します。

近年、事業所の設立が増えていることから、関係機関による連絡会等による連携を含め、質の向上に努めます。

**関連計画** 障害者計画（事業番号127～132）

**関連サービス** 障害児福祉計画 3（1）見込量の（3）居宅訪問型児童発達支援、（4）保育所等訪問支援、（5）放課後等デイサービス、（6）障害児相談支援、（7）医療的ケア児支援のコーディネーター配置

# 第 3 章

## 障害福祉計画（第 7 期）

### 1 サービスの内容

障害者総合支援法に基づき、本市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

#### ◇自立支援給付（障害福祉サービス）

訪問系サービス（主として自宅において提供される支援サービス）	
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅での食事・排せつ・入浴の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅での食事・排せつ・入浴の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある人に、行動の際の危険回避その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス）	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、食事・排せつ・入浴の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練 （機能訓練）	身体障害のある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 （生活訓練）	知的障害・精神障害のある人に、一定期間、日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労選択支援※	障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス

※ 令和 7 年 1 0 月から開始予定

日中活動系サービス（施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス）	
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約無しで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援するサービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間を含む短期間、施設で食事・排せつ・入浴の介護などを提供するサービス
居住系サービス（施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス）	
自立生活援助	施設入所又はグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるよう支援するサービス
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に食事・排せつ・入浴の介護その他必要な支援を提供するサービス
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
相談支援サービス	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を指し、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人に、住居の確保、その他の地域における生活に移行するために活動に関する相談、その他の便宜を供与するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害のある人に対して、当該障害のある人と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与するサービス

◇地域生活支援事業

地域生活支援事業 (地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業)		
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障害のある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業	
自発的活動支援事業	障害のある人等やその家族、市民等が自発的に行う活動に対する支援事業	
相談支援事業	総合的な相談、情報提供や権利擁護のための支援等を行う事業 ①相談支援事業 地域活動支援センターにおいて、相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う事業。また、課題に対して、地域の実情に合った方策を協議するため自立支援協議会を実施する事業 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 センターへの専門的職員の配置や相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行う事業 ③住宅入居等支援事業 賃貸の住宅への入居に当たって、入居に係る手続等の支援や関係機関からの支援が受けられるよう調整を図る事業	
必須事業	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援する事業
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を支援する事業
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行う事業
	日常生活用具給付等事業	補装具以外の機器で、日常生活を便利又は容易にするものに関する給付等を行う事業
	手話通訳者養成研修事業	手話通訳者を養成するための講習会を行う事業
	点字奉仕員養成研修事業	点字奉仕員を養成するための講習会を行う事業
	移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業
	地域活動支援センター	創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行う事業

地域生活支援事業 (地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業)		
任意 事業	福祉ホームの運営	居宅において生活することが困難な障害のある人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う事業
	訪問入浴サービス	重度の身体障害のある人に、訪問により在宅で入浴サービスを提供する事業
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業
	レクリエーション活動等支援	障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害のある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション事業や大会・運動会等を開催する事業
	視覚障害者向け広報等読み上げ機能	音声読み上げ機能の付いた広報紙閲覧アプリの利用やホームページ上での広報紙の全文（グラフなどは除きます。）の掲載
	自動車運転免許取得助成	自動車運転免許を取得するために要した経費の一部を助成する事業
	自動車改造助成	自動車の改造に要した費用を助成する事業

## 2 成果目標

府中市障害福祉計画（第7期）では、国の指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

### （1）施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上を地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年度末までに施設入所者数の5パーセント以上を削減することを定めています。ただし、第6期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を加えた目標値を設定することを定めています。

本市では地域移行の意向調査を実施し、施設入所待機者数※を把握しながら、次の目標の達成を目指します。

項目	数 値	考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	150人	令和5年3月31日時点の数
第7期計画で求められる地域移行者数（B）	9人 (6.0%)	第7期計画の成果目標として求められる地域生活移行者数
第6期計画の地域生活移行者の未達成者人数（C）	12人	第6期計画における令和4年度末までの未達成人数
【目標値】 地域生活移行者数（B+C）	21人 (14.0%)	令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者（D）	6人	令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和8年度末時点の入所者数（E）	135人	令和8年度末の利用人員見込み (A - (B+C) + D)
【目標値】 施設入所者削減見込み数	15人 (10.0%)	差引減少見込数 (A - E)

※ 令和4年度末の施設入所待機者数 35人

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和8年度末までに、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上、精神病床における1年以上の入院患者数、精神病床における早期退院率を3か月後68.9パーセント以上、6か月後84.5パーセント以上、1年後91.0パーセント以上にすることを定めています。

目標は東京都が設定します。本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を進めるとともに、退院後の生活基盤として、精神障害のある方等を対象とした障害福祉サービス（地域移行支援、共同生活援助（グループホーム）、地域定着支援、自立生活援助、自立訓練（生活訓練））の確保に取り組みます。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

### ア 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどして効果的な支援体制の構築を進めることとしています。また、年1回以上、運用を検証及び検討することを基本としています。

本市では、障害のある人等の地域生活の安心の確保や、入所施設や病院からの地域移行を推進すること等を目的として、令和2年度に地域生活支援拠点等を設置し、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能の充実を図っています。

令和6年度以降は、地域生活支援拠点等の運用について検証及び検討を重ねながら、充実を図ります。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の拠点数※	1か所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末時点の拠点数	1か所	令和9年3月31日時点の目標
【目標値】 運用の検証及び検討回数	年3回	運用の検証及び検討の年間の目標回数
令和4年度末時点の拠点事業所登録数	8か所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末時点の拠点事業所登録数	25か所	令和9年3月31日時点の目標

※ 府中市は面的整備型

## イ 強度行動障害を有する人への支援体制の整備

国の指針では、令和8年度末までに、強度行動障害を有する人に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市においても、行動関連項目等を参考に障害福祉サービスを利用する強度行動障害を有する者の人数を把握し、ニーズの把握や支援体制の整備を検討していきます。

項目	支援体制の整備
令和4年度末時点の強度行動障害を有する人に関しての支援体制の整備	無し
【目標】 令和8年度末時点の強度行動障害を有する人に関しての支援体制の整備	有り ※ ニーズの把握に努め、適切な支援の提供がされるよう努めます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ア 一般就労への移行者数

国の指針では、令和8年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援をいいます。）を通じて、一般就労に移行した実績を、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本としています。この際、就労移行支援、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を併せて定めることとしています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業等を利用した令和3年度の年間一般就労者数（A）	46人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人の数
第7期計画で求められる令和5年度の年間一般就労者数（B）	63人 (128.2%)	第7期計画の成果目標として求められる一般就労する人の数
第6期計画の年間一般就労者数の未達成者人数（C）	0人	令和4年度末までの第6期計画における令和4年度末までの未達成人数
【目標値】 就労移行支援事業等を利用した令和8年度の年間一般就労者数（B+C）	63人 (128.2%)	令和8年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数

国の指針では、就労移行支援事業については令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業については1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上とすることを基本としていることに加えて、就労移行支援事業については、令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合とすることを定めています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目		数値	考え方
就労移行支援事業	令和3年度の年間一般就労者数	44人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	58人 (131.8%)	令和8年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業(A型)	令和3年度の年間一般就労者数	0人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業(A型)を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	2人 (-%)	令和8年度において就労継続支援事業(A型)を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業(B型)	令和3年度の年間一般就労者数	2人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業(B型)を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	3人 (150.0%)	令和8年度において就労継続支援事業(B型)を利用し、一般就労する人の数
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合		50%以上	令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合

## イ 就労定着支援事業の利用者数

国の指針では、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和8年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数 ※アの目標値	63人	令和8年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数	68人 (141.7%)	令和8年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人のうち、就労定着支援事業を利用した人の数

## ウ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

国の指針では、就労定着支援事業の就労定着率<sup>\*</sup>については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25パーセント以上とすることを基本としています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
令和8年度末の市内の就労定着支援事業所数	5事業所	令和9年3月31日時点の市内の就労定着支援事業所数の予測
【目標値】 令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所	4事業所 (80%)	令和9年3月31日時点の市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所数

※就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを定めています。

本市では、既に基幹相談支援センターを設置しているため、今後は基幹相談支援センターの機能の強化に努め、市内4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）を統括する相談機関の相談先としての役割を担っています。

項目	内容
令和4年度末時点の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	基幹相談支援センターを設置
【目標】 令和8年度末時点の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等の取組の充実
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	府中市障害者等地域自立支援協議会、関係連絡会等での取組の充実

項目	数値	考え方
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	年4回	年間の相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
協議会における相談支援事業所の参画による参加事業・機関数	4か所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による参加事業・機関数	4か所	令和9年3月31日時点の数
協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の設置数	2か所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の設置数	2か所	令和9年3月31日時点の数
【目標値】 協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の実施回数	年6回	年間の相談支援事業所の参画による専門部会の実施回数

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

本市では、事業者への集団指導の中で障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析（請求時に返戻となる事例等）について共有し、適正な給付費の請求を促すことで、事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供できる体制を引き続き構築します。

項目	体制の構築
令和4年度末時点の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有り
【目標】 令和8年度末時点の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有り ※ 事業者への集団指導の中で、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析結果を共有します。

### 3 サービス見込量（活動指標）

#### (1) 訪問系サービス

##### ア 見込量

同行援護及び行動援護のサービス量は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が増えていくと考えて見込量を設定します。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系サービス	サービス量	時間	計画	40,724	41,705	42,693	40,046	40,678	41,314
		／月	実績	39,713	38,482	31,095			
		%	計画比	97.5	92.3				
	実利用者数	人	計画	569	589	607	563	582	601
		／月	実績	540	502	432			
		%	計画比	94.9	85.2				
①居宅介護	サービス量	時間	計画	7,777	8,229	8,681	7,471	7,736	8,001
		／月	実績	6,880	6,684	5,795			
		%	計画比	88.5	81.2				
	実利用者数	人	計画	435	450	465	423	438	453
		／月	実績	408	387	367			
		%	計画比	93.8	86.0				
②重度訪問介護	サービス量	時間	計画	31,914	32,424	32,942	31,212	31,524	31,839
		／月	実績	31,887	30,597	24,074			
		%	計画比	99.9	94.4				
	実利用者数	人	計画	67	68	69	65	66	67
		／月	実績	67	63	59			
		%	計画比	100.0	92.6				

サービス名		単位	区分	第6期			第7期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
③同行援護	サービス量	時間	計画	786	802	818	1,111	1,147	1,183
		／月	実績	748	986	850			
		%	計画比	95.2	122.9				
	実利用者数	人	計画	55	58	60	62	64	66
		／月	実績	56	55	55			
		%	計画比	101.8	94.8				
④行動援護	サービス量	時間	計画	247	250	252	252	271	291
		／月	実績	198	215	190			
		%	計画比	80.2	86.0				
	実利用者数	人	計画	12	13	13	13	14	15
		／月	実績	9	9	10			
		%	計画比	75.0	69.2				
⑤重度障害者等 包括支援	サービス量	時間	計画	0	0	0	0	0	0
		／月	実績	0	0	0			
		%	計画比	0	0.0				
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
		／月	実績	0	0	0			
		%	計画比	0	0.0				

※ 実績は月当たりで、令和5年度は4月から7月時点までの実績です。

## イ 見込量確保のための方策

増加見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成し、幅広い事業者の参入を促進します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

## (2) 日中活動系サービス

### ア 見込量

自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）、就労定着支援及び短期入所（福祉型）は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援（A型）は、令和3年度から令和4年度にかけては減少し、療養介護は横ばいですが、今後も一定のサービス利用があると考えて3年間一定の見込量を設定します。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1)生活介護	サービス量	人日	計画	10,464	10,712	10,965	10,687	10,780	10,875
		／月	実績	10,721	10,503	11,197			
		%	計画比	102.5	98.0				
	実利用者数	人	計画	538	545	551	575	580	585
		／月	実績	553	565	566			
		%	計画比	102.8	103.7				
(2)自立訓練 (機能訓練)	サービス量	人日	計画	59	64	69	35	35	35
		／月	実績	8	0	0			
		%	計画比	13.6	0.0				
	実利用者数	人	計画	5	6	7	2	2	2
		／月	実績	1	0	0			
		%	計画比	20.0	0.0				
(3)自立訓練 (生活訓練)	サービス量	人日	計画	425	437	449	1,077	1,337	1,637
		／月	実績	495	677	809			
		%	計画比	116.5	154.9				
	実利用者数	人	計画	31	32	33	65	78	93
		／月	実績	40	45	56			
		%	計画比	129.0	140.6				

サービス名	単位	区分	第6期			第7期			
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
(4)就労選択支援	実利用者数	人	計画	-	-	-	-	5	15
		／月	実績	-	-	-			
		%	計画比	-	-	-			
(5)就労移行支援	サービス量	人日	計画	1,360	1,473	1,595	1,883	1,929	1,976
		／月	実績	1,961	1,795	1,888			
		%	計画比	144.2	121.9				
	実利用者数	人	計画	86	92	98	108	108	108
		／月	実績	112	103	117			
		%	計画比	130.2	112.0				
(6)就労継続支援 (A型)	サービス量	人日	計画	657	674	691	559	574	589
		／月	実績	595	529	516			
		%	計画比	90.6	78.5				
	実利用者数	人	計画	35	36	37	30	31	32
		／月	実績	31	28	28			
		%	計画比	88.6	77.8				
(7)就労継続支援 (B型)	サービス量	人日	計画	6,597	6,919	7,257	8,096	8,526	8,980
		／月	実績	6,920	7,300	8,391			
		%	計画比	104.9	105.5				
	実利用者数	人	計画	441	456	472	537	565	595
		／月	実績	470	484	522			
		%	計画比	106.6	106.1				
(8)就労定着支援	実利用者数	人	計画	38	44	50	64	71	79
		／月	実績	48	51	64			
		%	計画比	126.3	115.9				
(9)療養介護	実利用者数	人	計画	37	37	37	32	32	32
		／月	実績	32	32	31			
		%	計画比	86.5	86.5				

サービス名		単位	区分	第6期			第7期			
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(10)短期入所	サービス量	人日	計画	764	786	809	734	755	776	
		／月	実績	713	703	820				
		%	計画比	93.3	89.4					
	実利用者数	人	計画	161	163	167	148	157	165	
		／月	実績	131	134	152				
		%	計画比	81.4	82.2					
	①短期入所 (福祉型)	サービス量	人日	計画	592	595	598	612	626	640
			／月	実績	541	586	676			
			%	計画比	91.4	98.5				
実利用者数		人	計画	134	134	135	126	134	141	
		／月	実績	105	113	127				
		%	計画比	78.4	84.3					
②短期入所 (医療型)	サービス量	人日	計画	172	191	211	122	129	136	
		／月	実績	172	117	144				
		%	計画比	100.0	61.3					
	実利用者数	人	計画	27	29	32	22	23	24	
		／月	実績	26	21	25				
		%	計画比	96.3	72.4					

※ 実績は月当たりで、令和5年度は4月から7月時点までの実績です。

## イ 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

### (3) 居住系サービス

#### ア 見込量

自立生活援助は、令和3年度から令和4年度にかけて利用者は1～2人でした。今後も一定のサービス利用があると考えて、3年間一定の見込量を設定します。

施設入所支援は、成果指標で示したように、地域移行を推進するため、各年度5人ずつ減少していくと見込みます。

共同生活援助（グループホーム）は、令和3年度から令和4年度にかけて増加しているため、今後も人数が増えていくと考えて見込量を設定します。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)自立生活援助	人 ／月	計画	3	5	7	7	7	7
		実績	1	2	2			
	%	計画比	33.3	40.0				
(2)施設入所支援	人 ／月	計画	147	143	138	145	140	135
		実績	146	150	150			
	%	計画比	99.3	104.9				
(3)共同生活援助	人 ／月	計画	231	246	262	323	343	363
		実績	260	289	308			
	%	計画比	112.6	117.5				

※ 実績は月当たりで、令和5年度は4月から7月時点までの実績です。

#### イ 見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保しながら成果目標に沿って、地域生活の移行を進め、利用者数を削減していきます。一方で、障害のある人の高齢化、重度化が進んでいることもあり、施設入所を希望する人が増えている現状です。本市では地域移行を推進できるよう、施設入所者へ住まいに関する希望を継続的に聞くなど環境を整えます。

グループホームについては、地域生活への移行を推進する上で重要な役割を担うサービスです。重度の方が利用できるグループホームが不足している課題もあることから、環境整備とともにグループホーム利用者本人の暮らし方、希望を把握するよう努め、希望に合った支援を実施します。

## (4) 相談支援サービス

### ア 見込量

今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)計画相談支援	人 /月	計画	439	526	629	430	440	450
		実績	415	416	429			
	%	計画比	94.5	79.1				
(2)地域移行支援	人 /月	計画	11	15	19	8	10	11
		実績	5	4	4			
	%	計画比	45.5	26.7				
(3)地域定着支援	人 /月	計画	4	6	8	5	6	7
		実績	3	3	4			
	%	計画比	75.0	50.0				

※ 実績は月当たりで、令和5年度は4月から7月時点までの実績です。なお、(2)及び(3)については、45ページ(5)アの人数を合算しています。

### イ 見込量確保のための方策

計画相談支援については、今後も利用者の増加に備えて、幅広い事業者の参入を促進し、サービス利用の調整やモニタリングなど、利用者に対する必要な支援が提供される体制を確保します。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

地域移行支援、地域定着支援については、府中市障害者等地域自立支援協議会を始めとする関係機関の連携により、施設に入所している人や入院中の精神障害のある人だけでなく、単身で障害のある人等が地域で生活できるよう、取組を進めます。

## (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ア 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用

現在の実績を基に、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むよう、本市では次のとおり目標を設定します。

また、令和5年度から順次アンケート調査を行い、利用者のニーズ把握に努めます。

項目名	単位	区分	第7期		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人/月	計画	6	7	8
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人/月	計画	4	5	6
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人/月	計画	113	123	133
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人/月	計画	5	6	7
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数※	人/月	計画	65	78	93

※ 令和6年度から開始予定

### イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する、府中市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議等を開催し、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進します。

項目名	単位	区分	第7期			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数	回/年	計画	2	2	2	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人/年	計画	4	4	4
	医療(精神科)	人/年	計画	4	4	4
	医療(精神科以外)	人/年	計画	2	2	2
	福祉	人/年	計画	18	18	18
	介護	人/年	計画	3	3	3
	当事者	人/年	計画	2	2	2
	家族	人/年	計画	2	2	2
その他	人/年	計画	4	4	4	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	計画	1	1	1	

## (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

### ア 総合的・専門的な相談支援の実施

基幹相談支援センターの機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援の実施を行います。

項目名	区分	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	計画	有り	有り	有り

### イ 地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施します。

項目名	単位	区分	第7期		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	計画	10	10	10
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	計画	21	21	21
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	計画	24	24	24

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

### ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加を促進します。

項目名		単位	区分	第7期		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修の本市職員の参加人数	障害支援区分認定調査員研修	人/年	計画	7	7	7
	障害認定審査会委員研修	人/年	計画	2	2	2
	障害者虐待防止対策支援研修	人/年	計画	2	2	2

### イ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析します。そして、その結果を事業者への集団指導の中で共有します。

項目名		単位	区分	第7期		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無			計画	有り	有り	有り
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する場の開催回数		回/年	計画	1	1	1

## (8) 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者及び発達障害児（以下「発達障害者等」といいます。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要です。そのため、家族等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けることで、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等を通して、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

項目名	単位	区分	第7期		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングの受講者数 (家族のスキル向上支援事業)	人/年	計画	72	72	72
ペアレントプログラムの受講者数 (家族のスキル向上支援事業)	人/年	計画	51	51	51
ペアレントメンターの登録人数 (ペアレントメンター養成等事業)	人/年	計画	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数 (ピアサポート推進事業)	人/年	計画	37	37	37

## (9) 地域生活支援事業

### ア 見込量

相談支援事業や地域活動支援センターは、現状の体制を維持します。

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後も伸びていくと考えて見込量を設定します。

日常生活用具給付等事業は、②自立生活支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用以外、移動支援事業、日中一時支援事業は増加しており、第7期も増加を見込みます。

訪問入浴サービスは横ばいですが、地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)理解促進研修・啓発事業	\	計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			
(2)自発的活動支援事業	\	計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			
(3)相談支援事業								
①相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	か所 /年	計画	4	4	4	4	4	4
		実績	4	4	4			
イ 地域自立支援協議会	か所 /年	計画	1	1	1	有り	有り	有り
		実績	1	1	1			
②基幹相談支援センター等 機能強化事業	\	計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			
③住宅入居等支援事業	\	計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			
(4)成年後見制度利用支援事業	\	計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			
(5)成年後見制度法人後見支援事業	\	計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			

サービス名	単位	区分	第6期			第7期		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(6)意思疎通支援事業								
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業								
実利用者数	人 ／年	計画	64	66	68	56	57	58
		実績	36	51	33			
		計画比	56.2	77.3				
派遣人数	人 ／年	計画	750	770	790	810	830	850
		実績	643	723	115			
		計画比	85.7	93.9				
②手話通訳者設置事業	人 ／年	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
		計画比	100.0	100.0				
(7)日常生活用具給付等事業								
	件 ／年	計画	5,026	5,042	5,058	4,967	4,970	4,973
		実績	5,332	4,639	2,452			
		計画比	106.1	92.0				
①介護・訓練支援用具	件 ／年	計画	32	36	40	29	32	35
		実績	19	24	7			
		計画比	59.4	66.7				
②自立生活支援用具	件 ／年	計画	50	50	50	55	55	55
		実績	55	55	13			
		計画比	110.0	110.0				
③在宅療養等支援用具	件 ／年	計画	60	60	60	47	47	47
		実績	33	47	17			
		計画比	55.0	78.3				
④情報・意思疎通支援用具	件 ／年	計画	128	138	148	80	80	80
		実績	107	39	17			
		計画比	83.6	28.3				
⑤排せつ管理支援用具	件 ／年	計画	4,746	4,747	4,748	4,744	4,744	4,744
		実績	5,111	4,456	2,394			
		計画比	107.7	93.9				
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件 ／年	計画	10	11	12	12	12	12
		実績	7	18	2			
		計画比	70.0	163.6				

サービス名	単位	区分	第6期			第7期		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(8)手話通訳者養成研修事業								
手話通訳者認定試験合格者数	人 ／年	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0	0.0				
(9)点字奉仕員養成研修事業								
点字講習会(中級)修了者数	人 ／年	計画	12	12	12	12	12	12
		実績	5	5	0			
	%	計画比	41.6	41.7				
(10)移動支援事業								
実利用者数	人 ／年	計画	414	427	440	367	380	395
		実績	329	341	314			
	%	計画比	79.5	79.9				
支給決定者数	人 ／年	計画	764	865	966	660	675	691
		実績	641	631	598			
	%	計画比	83.9	72.9				
延べ利用時間数	時間 ／年	計画	45,313	46,238	47,163	47,018	51,338	56,054
		実績	36,899	39,439	14,051			
	%	計画比	81.4	85.3				
(11)地域活動支援センター								
実施か所数	か所 ／年	計画	5	5	5	5	5	5
		実績	5	5	5			
	%	計画比	100.0	100.0				
実利用者数	人 ／年	計画	2,997	2,997	2,997	3,000	3,100	3,200
		実績	1,423	2,618	1,872			
	%	計画比	47.5	87.4				

サービス名	単位	区分	第6期			第7期		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(12)福祉ホームの運営								
実利用者数	人 ／年	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0	100.0				
延べ利用回数	回 ／年	計画	365	365	366	365	365	365
		実績	365	365	122			
	%	計画比	100.0	100.0				
(13)訪問入浴サービス								
実利用者数	人 ／年	計画	34	37	40	26	27	28
		実績	27	25	19			
	%	計画比	79.4	67.6				
延べ利用回数	回 ／年	計画	1,178	1,208	1,238	933	933	933
		実績	966	809	242			
	%	計画比	82.0	67.0				
(14)日中一時支援								
実利用者数	人 ／年	計画	72	72	72	72	72	72
		実績	60	62	53			
	%	計画比	83.3	86.1				
延べ利用回数	回 ／年	計画	1,340	1,340	1,340	1,800	1,800	1,800
		実績	1,499	1,594	911			
	%	計画比	111.9	119.0				
(15)レクリエーション活動等 支援		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			
(16)視覚障害者向け広報 等読み上げ機能		計画	有り	有り	有り	有り	有り	有り
		実績	有り	有り	有り			
(17)自動車運転免許取得 助成	人 ／年	計画	3	4	5	4	4	4
		実績	0	2	0			
(18)自動車改造助成	件 ／年	計画	6	6	6	4	4	4

※ 令和5年度は7月時点の実績です。

## イ 見込量確保のための方策

相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言、情報収集、人材育成などを行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。

また、意思疎通支援事業は、引き続き実施し、人材の育成に努めます。

日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、地域生活を支えるサービスとして、継続して提供体制の確保に努めます。

# 第4章

## 障害児福祉計画（第3期）

### 1 サービスの内容

児童福祉法に基づき、本市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

障害児通所支援（障害のある児童が施設で利用するサービス）	
児童発達支援・ 医療型児童発達支援	障害のある児童（療育の必要な児童）に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※ 医療型児童発達支援では、上記の支援と併せて治療を提供
放課後等デイサービス	就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が困難な障害のある児童に対し、居宅において児童発達支援を行うサービス
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

## 2 成果目標

障害児福祉計画（第3期）では、国の指針に基づき、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

### （1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

#### ア 児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

現在は市内において都立の医療型児童発達支援センターで、心身の発達に遅れや障害のある児童に療育を行っています。これに加えて、令和6年4月から、市立の福祉型児童発達支援センターを開所します。

項目	数 値	考え方
令和4年度末時点の児童発達支援センター数	1か所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末時点の児童発達支援センター数	2か所	令和9年3月31日時点の数

#### イ 保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

本市では、既に保育所等訪問支援を利用できる体制にありますが、今後開所する市立の福祉型児童発達支援センターにおいても保育所等訪問支援を提供するなど、支援の充実を図ります。

項目	数 値	考え方
令和4年度末時点の事業所数	2事業所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末時点の事業所数	3事業所	令和9年3月31日時点の数

## (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

本市では、既に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所共に確保されていますが、今後も重度障害に対応した施設の整備の必要性が高いことを踏まえて、更に充実されるように努めます。

項目	数 値	考え方
令和4年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和9年3月31日時点の数
令和4年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3事業所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3事業所	令和9年3月31日時点の数

## (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

国の指針を踏まえて、本市では次のとおり成果目標を設定します。

項目	数 値	考え方
令和4年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況	設置済み	令和5年3月31日時点の数
【目標】 令和8年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況	設置済み	令和9年3月31日時点の数
令和4年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数	0人	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数	2人	令和9年3月31日時点の数

### 3 サービス見込量（活動指標）

#### （1）見込量

保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は、令和3年度から令和4年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

児童発達支援、医療型児童発達支援は、令和3年度から令和4年度にかけては減少していますが、今後も一定のサービス利用があると考え、3年間、一定の見込量を設定します。

サービス名	単位	区分	第2期			第3期			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1)児童発達支援	サービス量	人日	計画	1,645	1,675	1,705	2,005	2,005	2,005
		／月	実績	2,295	1,712	1,913			
		%	計画比	139.5	102.2				
	実利用者数	人	計画	232	240	248	234	234	234
		／月	実績	239	231	259			
		%	計画比	103.0	96.3				
(2)医療型児童発達支援	サービス量	人日	計画	119	124	129	92	92	92
		／月	実績	98	79	108			
		%	計画比	82.4	63.7				
	実利用者数	人	計画	22	23	24	15	15	15
		／月	実績	15	14	16			
		%	計画比	68.2	60.9				

サービス名		単位	区分	第2期			第3期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(3)居宅訪問型児童発達支援	サービス量	人日	計画	0	0	0	4	4	4
		／月	実績	0.75	4	0			
		%	計画比	0.0	0.0				
	実利用者数	人	計画	0	0	0	1	1	1
		／月	実績	1	1	0			
		%	計画比	0.0	0.0				
(4)保育所等訪問支援	サービス量	人日	計画	8	9	10	92	104	115
		／月	実績	33	49	13			
		%	計画比	412.5	544.4				
	実利用者数	人	計画	3	4	5	40	45	50
		／月	実績	10	21	7			
		%	計画比	333.3	525.0				
(5)放課後等デイサービス	サービス量	人日	計画	5,564	5,664	5,764	7,367	7,771	8,197
		／月	実績	6,385	6,539	7,100			
		%	計画比	114.8	115.4				
	実利用者数	人	計画	513	525	537	608	641	675
		／月	実績	528	528	647			
		%	計画比	102.9	100.6				
(6)障害児相談支援	実利用者数	人	計画	62	66	70	72	73	74
		／月	実績	63	65	67			
		%	計画比	101.6	98.5				
(7)医療的ケア児支援のコーディネーター配置	配置人数	人	計画	2	2	2	2	2	2
		／月	実績	0	0	2			
		%	計画比	0.0	0.0				

※ 実績は月当たりで、令和5年度は4月から7月時点までの実績です。

## (2) 見込量確保のための方策

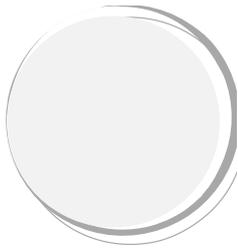
---

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービス提供に関わる事業所・人材を育成するとともに、事業者主体の連絡会を支援することで、幅広いサービス提供事業者の参入の促進とサービスの質の向上を目指していきます。

障害児相談支援は、事業者の参入を促進し、障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

保育所等訪問支援は、福祉型児童発達支援センターの設置に合わせて、十分な提供体制を確保します。

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援事業所への働き掛けなどにより、サービス提供体制の整備を促進します。



# 資料編

## 1 府中市障害者計画推進協議会

任期：令和3年7月19日から令和6年3月31日まで

	氏名	選出区分	団体名称等
◎	曾根 直樹	学識経験を有する者	日本社会事業大学大学院教授
	藤原 里美	学識経験を有する者	
	岡本 直樹	社会福祉関係団体の構成員	自立生活センターC I Lふちゅう
	桑田 利重	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センターみ～な (令和4年3月まで)
	長崎 昌尚	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センターみ～な (令和4年7月から)
	鈴木 卓郎	府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者	地域生活支援センターブラザ 府中市障害者等地域自立支援協議会 副会長 (令和4年3月まで)
	吉田 真介	府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者	地域生活支援センターブラザ 府中市障害者等地域自立支援協議会 副会長 (令和4年7月から令和5年3月まで)
	中川 さゆり	府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者	地域生活支援センターブラザ 府中市障害者等地域自立支援協議会 副会長 (令和5年6月から)
○	高橋 美佳	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センターあけぼの
	永井 雅之	社会福祉関係団体の構成員	府中市精神障害者を守る会家族会
	北條 正志	社会福祉関係団体の構成員	府中市福祉作業所等連絡協議会
	吉井 康之	社会福祉関係団体の構成員	府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター
	大東 寛宜	関係行政機関の職員	東京都立府中療育センター (令和5年3月まで)

	氏名	選出区分	団体名称等
	星 千賢	関係行政機関の職員	東京都立府中療育センター (令和5年6月から)
	西脇 京子	社会福祉関係団体の構成員	府中市肢体不自由児者父母の会
	佐藤 正子	関係行政機関の職員	東京都立多摩府中保健所 (令和4年3月まで)
	深井 園子	関係行政機関の職員	東京都立多摩府中保健所 (令和4年7月から)
	鈴木 仁子	関係行政機関の職員	府中公共職業安定所 (令和4年3月まで)
	渡辺 里江子	関係行政機関の職員	府中公共職業安定所 (令和4年7月から)
	堀内 省剛	関係行政機関の職員	東京都立府中けやきの森学園 (令和5年3月まで)
	相賀 直	関係行政機関の職員	東京都立府中けやきの森学園 (令和5年6月から)
	山口 真佐子	府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者	府中市障害者等地域自立支援協議会 会長
	林 比典子	民生委員・児童委員	府中市民生委員児童委員協議会副会長
	藤間 利明	公募による市民	公募市民
	中嶋 佳代	公募による市民	公募市民

※◎は会長、○は副会長

## 2 検討経過

開催日	会議等	検討内容
令和3年7月16日	令和3年度第1回府中市障害者計画推進協議会	・府中市障害者計画推進協議会の概要について
令和3年11月26日	令和3年度第2回府中市障害者計画推進協議会	・進行管理について
令和4年3月29日	令和3年度第3回府中市障害者計画推進協議会	・進行管理について
令和4年7月19日	令和4年度第1回府中市障害者計画推進協議会	・進行管理について
令和4年9月29日	令和4年度第2回府中市障害者計画推進協議会	・進行管理について ・計画策定に係るアンケート調査について
令和4年11月22日	令和4年度第3回府中市障害者計画推進協議会	・進行管理について ・計画策定に係るアンケート調査票について
令和5年2月8日	令和4年度第4回府中市障害者計画推進協議会	・進行管理について ・計画策定に係るアンケート調査について ・今後のスケジュールについて
令和5年3月7日から 令和5年3月20日まで	アンケート調査の実施	・障害者福祉サービス事業所調査 ・障害者福祉団体調査
令和5年6月27日	令和5年度第1回府中市障害者計画推進協議会	・調査報告書について ・進行管理表（見込量案）について
令和5年8月22日	令和5年度第2回府中市障害者計画推進協議会	・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（素案）について
令和5年10月13日	令和5年度第3回府中市障害者計画推進協議会	・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（素案）について
令和5年12月14日	令和5年度第4回府中市障害者計画推進協議会	・進行管理について

## 3 用語集

### ア行

#### ■ 愛の手帳【P10、12、15、17】

知的障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）の障害程度別に交付される。なお、愛の手帳は東京都独自の制度で、他道府県では国の制度として療育手帳がある。

#### ■ ICT【P3】

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有、情報技術の活用という意味で用いられる。

#### ■ 医療的ケア児【P2、25、26、54、55、56、58】

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある子どもである。

#### ■ インクルーシブ教育【P1、25】

障害者権利条約では、「人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み」と定義され、(1) 障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、(2) 自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、(3) 個人に必要な合理的配慮が提供されること等が要請される。

#### ■ NPO (Nonprofit Organization)【P19】

ボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人である。

### カ行

#### ■ 基幹相談支援センター【P2、22、29、36、46、49、53】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、(1) 総合的・専門的な相談支援の実施、(2) 地域の相談支援体制の強化の取組、(3) 地域移行・地域定着の促進の取組、(4) 権利擁護・虐待の防止を行う。本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置している。

■ 強度行動障害 【P 23、33】

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態。また、家庭で通常の育て方をして、相当の養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態である。

■ 高次脳機能障害 【P 7】

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷を来したために、言語能力や記憶能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害が起きた状態のこと。外見からは分かりにくい障害で、当事者も自分の障害を説明することが難しいことがある。

■ 合理的配慮の提供 【P 1、7、21】

障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこと。これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていたが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、令和6年4月1日から事業者も義務化されることとなる。

■ 心のバリアフリー 【P 18】

全ての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、偏見や思い込みなどの意識を改め必要な行動を続けることである。

サ行

■ 施設入所待機者 【P 31】

障害者支援施設に入所を申し込んでいるものの、調査時点で入所できずにいる者である。

■ 児童発達支援センター（府中市子ども発達支援センター）【P 2、55、59】

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援、地域の障害児やその家族の相談支援及び障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設である。

■ 児童福祉法 【P 4、54、64、66、70】

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的であり総合的な法律である。総則、福祉の保障、事業・養育里親及び養子縁組里親並びに施設、費用、国民健康保険団体連合会の児童福祉法関連業務、審査請求、雑則、罰則の全8章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事業所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。

■ 社会福祉協議会 【P 18、21、60】

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

■ 就労アセスメント 【P28】

アセスメント (assessment) とは、「査定する」や「評価する」といった意味を持つ言葉であり、就労継続支援B型事業の利用希望者に対して就労移行支援事業所などが行う就労面のアセスメントのことを指す。

■ 障害者基本法 【P1、4】

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律である。

■ 障害者虐待防止センター 【P21】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第32条に基づいて設置され、障害者虐待に係る通報及び届出の受理や、養護者による障害のある人への虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害のある人の保護、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言を行う。本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置している。

■ 障害支援区分 【P47】

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものである。区分1から区分6までの6段階に区分され、区分6は必要とされる支援の度合いが最も高い。各市町村に設置される審査会において、調査員による認定調査の内容、医師意見書の内容を総合的に勘案した審査・判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定するものである。

■ 障害者自立審査支払等システム 【P37】

市町村が実施する自立支援給付における支給決定、支給審査、高額障害者福祉サービス等給付費の支給管理、地域生活支援事業及び統計処理を業務範囲とするシステムである。

■ 障害者総合支援法 【P2、3、4、27、66、69】

障害者総合支援法では、障害種別ごとに分かれていた福祉サービスを一元化し、難病患者等を含めて、全ての障害がある人が共通して利用できる仕組みとなっており、地域で生活する障害のある人等がどこに住んでも利用できる自立支援給付(P27、28参照)と、地方公共団体が地域の実情に合わせて柔軟に事業を展開できる地域生活支援事業(P29、30参照)について定めている。また、国の指針に従い、地方公共団体が定める障害福祉計画において定期的な検証と見直しを行うことに加えて、サービス基盤の計画的整備を義務付けている。

■ 障害者の権利に関する条約 【P 1、25】

障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする条約。略称は障害者権利条約。平成20年12月に国連総会で条約が採択され、我が国は平成21年9月に署名した後、平成26年1月に障害者権利条約を締結し、同年2月に効力を発生した。

■ 障害のある人に向けた防災ハンドブック 【P 24】

障害のある方が、発災時や日頃の備えとして活用しやすいように、府中市障害者等地域自立支援協議会の協力の下、府中市防災ハンドブックを参考に作成したハンドブック。必要な支援や配慮を事前に記入しておくことで、発災時に周りの方へ手伝ってほしいこと等の情報共有がしやすくなる。

■ 障害のある人の意思決定支援 【P 22】

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援するとともに、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みである。

■ 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 【P 5】

障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するとともに、児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるもの。障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の指針に即して市町村・都道府県が作成するものである。

■ 心身障害者福祉センター 【P 20、60】

心身障害者の文化教養の向上を図るとともに、その社会参加と自立を助長することにより、心身障害者の福祉を増進するための施設。医療、療育、生活、職業等の相談及び指導に関することのほか、施設や図書の貸出し等を行うものである。

■ 身体障害者手帳 【P 10、11、15、16】

身体障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定に基づいて、次の種類の等級（重い順に1級から6級まで）別に交付される。

- (1) 視覚障害 1級から6級まで
- (2) 聴覚又は平衡機能の障害 2級から6級まで
- (3) 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 3級、4級
- (4) 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）  
1級から6級まで

- (5) 肢体不自由（体幹機能障害）1級から3級まで、5級
- (6) 内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害）1級、3級、4級
- 内部機能障害（免疫・肝臓の機能障害）1級から4級まで

■ 精神障害者保健福祉手帳 【P10、13、15】

精神障害のある人が、社会復帰や社会参加のため各種サービスを受けるための証明となるもの。指定医師による診断書又は障害年金の診断書を基に判定され、等級は重い順に1級から3級までである。

■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 【P2、23、32、45】

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことである。

■ 成年後見制度 【P21、29、49】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく任意後見制度と、家庭裁判所が援助者を選ぶ法定後見制度がある。

■ 相談支援事業所 【P22、36、53、59】

相談支援事業所には、障害のある人からの総合的な相談支援を行う委託相談支援事業所と、基本的な相談支援とともに、計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所と、基本的な相談支援とともに、地域移行支援、地域定着支援（P28）を行う指定一般相談支援事業所がある。

**夕行**

■ 地域共生社会 【P2、18】

厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の『「地域共生社会」の実現に向けて』（平成29年2月7日）の中では、次のように記載されている。制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことである。

■ 地域自立支援協議会（自立支援協議会）

【P19、23、24、36、44、49、60、61、66】

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行い、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で、サービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築するとともに、相談支援事業を効果的に実施することを目的とする協議会である。

■ 地域生活支援拠点等 【P 2、23、32】

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の特性や課題に応じて、地域で生活し続けるために必要な支援を整えることを目的としている。主な機能は、(1) 相談、(2) 緊急時の受入れ・対応、(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくりの5つである。5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援等に付加した多機能拠点整備型と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備型があり、本市は面的整備型を採用している。

■ 地域生活支援センター 【P 22、36、60】

障害のある人からの総合的な相談支援を行う相談支援事業と、障害のある人の地域での生活や活動を支援する地域活動支援センター事業を受託している機関である。本市における地域生活支援センターは、み～な、あけぼの、プラザ、ふらっとの4か所である。

■ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 【P 21】

福祉サービスを利用したいが利用方法がよく分からない、通帳の保管場所をすぐ忘れてしまうなどの困りごとがある高齢者や障害のある人等を対象に、福祉サービスの利用や金銭管理の援助を行う事業である。

■ 地域福祉コーディネーター事業 【P 18】

制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行う事業である。

■ 東京都障害者・障害児施策推進計画 【P 4、5】

障害者を取り巻く環境変化に対応し、障害者施策の一層の充実に取り組むため、東京都が策定している計画。障害者施策を総合的に展開するため、計画の基本理念、広範な施策分野にわたる施策目標とその達成のための取組を明らかにしている。

■ 特別支援学校 【P 24】

障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を実施するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とした学校である。

■ トップチーム 【P 20】

本市を活動拠点とするなど、市民との特別なつながりのあるスポーツチームで、FC東京、東芝ブルーパス東京、東京サントリーサンゴリアス、アルバルク東京、府中アスレティックフットボールクラブ、読売ジャイアンツ女子チームの全6チームがある。本市は、各チームの活動を応援するほか、トップチームと相互に連携し、ボールふれあいフェスタを始めとするスポーツイベントや、選手等による学校訪問などを実施している。

## ナ行

### ■ 難病 【P 3、 7、 14、 15、 65】

難病とは、難病の患者に対する医療等に関する法律において「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されている。以前は、厚生労働省が定めた難病対策要綱（昭和47年）に基づき、難病患者への医療費の助成や在宅サービスの提供等が行われてきたが、平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの対象になった。

### ■ ノーマライゼーション 【P 18】

1950年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善するために始めた運動から生み出された考え方である。当初は、一般市民と同じような生活条件を提供するという理念であったが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきた。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

## ハ行

### ■ 発達障害 【P 2、 7、 48、 70】

発達障害とは、脳の機能障害があり、それによって生活や学習に困難さを持つ障害。子どもの頃に明らかになる場合が多いが、大人になってから判明することもある。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

### ■ バリアフリー 【P 7、 18、 64】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。また、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

### ■ ピアサポート 【P 48】

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験をいかしながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うものである。

### ■ 避難行動要支援者 【P 24、 70】

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者である。

■ 福祉避難所 【P 24】

一次避難所及び二次避難所での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所を指す。

一次避難所：家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する場所（市立小中学校の体育館等）

二次避難所：「一次避難所」での生活が困難な避難行動要支援者（高齢者・障害のある人等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）

■ペアレントトレーニング 【P 2、48】

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働き掛けをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つである。

■ペアレントプログラム 【P 48】

子どもや自分自身について「行動」を把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムである。

■ペアレントメンター 【P 48】

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験をいかし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動し、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

マ行

■ 民生委員・児童委員 【P 61】

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法に基づき児童委員も兼ねており、妊娠中・子育て中の人の相談・援助活動も行っている。

ヤ行

■ ヤングケアラー 【P 23】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされている。

■ ユニバーサルデザイン 【P 2 2】

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を作り上げることという。

■ 要約筆記 【P 2 9、4 9、5 0】

聴覚に障害のある人のためのコミュニケーション保障の手段の一つで、話し手の話の内容をつかみ、それを筆記して、聴覚に障害のある人に伝達することという。ノートやホワイトボードに文字を書く筆談要約筆記、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）を利用するOHP要約筆記、パソコンとプロジェクターを利用して音声情報をスクリーン上に提供するパソコン要約筆記等の方法がある。

ラ行

■ ライフステージ 【P 2 2】

出生から死亡に至るまでの人間の一生において、出生、入学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目となる出来事によって区分される生活環境の段階をいう。

ワ行

■ わがまち支えあい協議会 【P 1 8】

身近な生活圏域の中で地域住民や地域の様々な団体が、自らの「困りごと」に気付き、それを我が事として共有し、解決していく仕組み。文化センター圏域ごとに月1回話し合いをしながら、様々な活動をしている。